

富里市立図書館及び学校図書管理システム 仕様書

令和6年4月

図書館及び学校図書管理システム 仕様書

1. 導入目的

本市のまちづくりを担う若い人材を育成するために、読書を通じて語彙力を高め、自ら考え表現できる力を養うことが大切である。

現在は、図書館を核として本に触れる環境や先進的なプログラムに触れる機会を創出するなど、読書活動を推進しているところである。

本業務は、市民への図書館サービスのより一層の充実を図るべく、日々進展しつつある情報技術革新の成果等を積極的に取り組み、利用者への利便性の向上や情報提供の拡大を図る。

また、市民への図書館サービスだけに留まらず、公共図書館と学校図書館のシステム間連携により、児童・生徒の学校教育環境における読書機会をさらに増やすことを目的とする。

図書館及び学校図書管理システム更新にあたっては、図書館を核として小学校、中学校の図書室をネットワークシステムで繋ぎ、同じシステムで検索、貸出、返却、予約を可能とする。

そして市立図書館の主な役割として文献や資料の収集、閲覧の場の提供はもちろんのこと、市民の様々な学習活動の支援にも今以上に努める必要があることから、本調達システムは学校支援、検索支援、ビジネス支援、レファレンス機能強化などの様々な取り組みの基盤としての役割を期待している。

※以下、公共図書館向けシステムについては「公共図書館システム」、学校図書館向けシステムについては「学校図書館システム」、いずれにも該当する場合は「公共・学校図書館システム」と表記する。

2. 新システム導入スケジュール

(1) 図書館及び学校図書管理システム 更新期間
契約締結日から令和7年2月28日まで

※公共図書館閉館予定日：令和7年2月17日

※学校図書館閉館予定日（システム停止）：令和7年2月17日

(2) 図書館及び学校図書管理システム 貸借期間
令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

3. 新システム導入場所

本件のシステム導入場所は、下記のとおりとする。

- (1) 富里市立図書館（以下、「公共図書館」という。）
- (2) 北部コミュニティセンター（以下、「公共図書館」という。）
- (3) 富里小学校（以下「学校図書館」という。）
- (4) 富里第一小学校（以下「学校図書館」という。）
- (5) 富里南小学校（以下「学校図書館」という。）
- (6) 浩養小学校（以下「学校図書館」という。）
- (7) 日吉台小学校（以下「学校図書館」という。）
- (8) 根木名小学校（以下「学校図書館」という。）
- (9) 七栄小学校（以下「学校図書館」という。）
- (10) 富里中学校（以下「学校図書館」という。）
- (11) 富里北中学校（以下「学校図書館」という。）
- (12) 富里南中学校（以下「学校図書館」という。）

4. 適用業務（調達範囲）

本件の対象業務は、下記の各項目とする。

（1）公共図書館

①公共図書館業務全般

- ・窓口業務の迅速化・正確化
- ・資料検索業務の迅速化・高精度化
- ・各種登録業務の簡便化・正確化・整合化
- ・各種統計、リスト作成の簡便化

②公共図書館ホームページからの情報発信（資料検索・予約含む）

③スマートフォン等（NTT ドコモ、au、ソフトバンク等）による検索・予約機能

④OPAC での検索と公共図書館からの情報発信

⑤メールによる予約割当通知、督促通知

⑥共通通帳による読書履歴の自己管理サービスの提供開始

⑦その他公共図書館業務の簡便化・正確化

⑧公共図書館内設置機器の提供

⑨契約期間内の運用保守業務

⑩その他の付帯業務

（2）学校図書館

①学校図書館業務全般

- ・窓口業務の迅速化・正確化
- ・資料検索業務の迅速化・高精度化
- ・各種登録業務の簡便化・正確化・整合化
- ・各種統計、リスト作成の簡便化
- ・利用者管理業務（児童・生徒の登録、修正、除籍、進級処理）の簡便化・迅速化

②その他学校図書館業務の簡便化・正確化

③学校図書館内設置機器の提供

④契約期間内の運用保守業務

⑤その他の付帯業務

（3）共通事項

①公共図書館・学校図書館の読書活動活性化サポート

（4）独自提案事項

①見積に含まれる独自の提案

②見積に含まれない拡張・将来提案

※独自提案については提案上限価格の範囲内で取捨選択・検討協議を行いたいと考えている。

そのため提案内容そのものが契約になるのではなく、第一優先権を得た業者との協議の中で再見積を行うことを前提としながらも本市の状況・課題・方向性を十分に検討して、最善と考える提案を積極的に行うこと。

5. 対象データ数（目安）

システムは、以下のデータに十分に対応できるものであること。

（1）公共図書館

利用者登録数：約1,400人／年（令和4年度実績）

蔵書数：約222,000冊（令和5年8月1日現在）

（2）学校図書館（10校計）

児童数：小学校2,080人・中学校1,117人＋教職員（令和5年8月1日現在）

蔵書数：約145,000冊（令和5年8月1日現在）

6. システム基本要件

公共・学校図書館システムは下記の要件を全て満たすものとする。

（1）インターネット回線を利用するクラウド型システムであること。

（2）公共・学校図書館システムは、トータル的に統合されたシステムであること。

- (3) 地方公共団体において、クラウド型システムの安定的な稼働実績があること。
また、受託業者において公共・学校連携の導入実績があるシステムであること。
- (4) 公共・学校図書館システムについて操作・運用を含め十分な支援体制が取られていること。
- (5) システムの納入日は、下記のとおりとする。
- ① 公共図書館システムの納入日は令和7年2月21日までとする。
納入日までに機器設置及びデータ移行等システム稼働に伴う必要作業を行うこと。
また、納入日から令和7年2月28日までに操作研修等、受託業者にて必要と思われる作業を行うものとする。
 - ② 学校図書館システムの納入日は令和7年2月21日までとする。
納入日までに機器設置及びデータ移行等システム稼働に伴う必要作業を行うこと。
また、納入日から令和7年2月28日までに操作研修等、受託業者にて必要と思われる作業を行うものとする。
- (6) 受託業者は、財団法人日本情報処理開発協会指定の情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) (ISO/IEC27001) 適合性評価の認定、IT サービスマネジメントシステム (ISO/IEC20000) の認定、またはプライバシーマークの仕様許諾取得事業所の認定を受けていること。
- (7) 導入する機器は型番および品名等で個別に指定されたものを除き、納入日において最新のものであること。
また、契約期間の終了をもって、各機器の所有権を富里市に譲渡すること。
- (8) 公共・学校図書館システムのデータ等移行については下記各項目に対応すること。
- ① 移行対象データは蔵書のローカル情報データ、書誌データ(自館作成データ、MARC データ)、利用者情報、貸出情報とする。
 - ② 既存環境からデータセンターへのデータ移行の方法については、情報流出等セキュリティを勘案し万全を期したものであること。
 - ③ 公共・学校図書館システムの現行 MARC データは、株式会社図書館流通センターの T タイプ MARC を採用している。
 - ④ 移行するデータは利用者の個人情報を含み、富里市にて作成した貴重なデータもあるため、不備や不整合があってはならない。
移行後、不備や不整合が発生した場合は、受託業者の責任において、修正・回復を行うこと。
 - ⑤ 現行公共図書館システム及び学校図書館システム (日本電子計算株式会社製図書館システム LINUS) からの移行データは、現行保守委託業者 (日本電子計算株式会社) にて抽出作業までを行い、本市から次期システム更新業者に提供する。
抽出経費については本市が別途契約するため、本業務には費用を含まず、受領データの取り込み経費は見積もりに含めること。
 - ⑥ データ作成に関して、第三者へのデータ提供や再委託は禁止とする。
但し、事前に書面等により本市の許可を得た場合はその限りではない。
 - ⑦ データ移行に伴う職員側の負担は、最小限に抑える支援を実施すること。
 - ⑧ 移行用データの提供時期 (テストデータ/本番データ) の提供時期は、本件受託者と別途打ち合わせを行うものとする。
- (9) 公共・学校図書館システムの管理・運用についての下記各項目に対応すること。
- ① 公共図書館システムは、利用者向けサービス、蔵書管理、利用統計など図書館の業務全体を処理できるトータルシステムであり、学校図書館システムは司書及び児童・生徒向け機能、蔵書管理、利用統計などの学習指導及び読書機会促進等に活用できるシステムであること。
- ・サービス機能の詳細は別紙1「公共図書館・学校図書システム機能仕様書」の機能を全て有すること。
なお、システムの標準機能で要件を満たしていない場合はカスタマイズ等でシステムとして対応すること。
別紙1「公共図書館・学校図書システム機能仕様書」に、対応方法を記入し提出すること。
標準対応ではない機能 (個別対応・代替案) については提案書に具体的な対応内容を記載すること。
- ② 公共・学校図書館システムサーバに障害が発生し業務が停止した場合に、端末及びハンディ

ターミナルにて単独で貸出、返却等の業務運用が行えること。

また、カウンター端末には貸出・返却・資料検索・利用者登録・蔵書点検入力メニューを用意すること。

③公共・学校図書館システムは、下記条件にて稼働すること。

- ・クライアントの OS は Windows11 で運用可能なこと。
- ・クライアントをブラウザで稼働させる場合、MicrosoftEdge 又は GoogleChrome で運用可能なこと。

ただしブラウザを使用しない独自方式である場合は、この限りではない。

④公共・学校図書館システムのソフトウェア著作権は該当業者に帰属し、システム上の利用者情報・書誌資料情報等のデータ一切については富里市の所有とする。

⑤館内ネットワークの配線は本市が用意したものを使用すること。

⑥図書館及び北部コミュニティセンターから、クラウド型サービスを利用するために必要なインターネット回線を見積もりに含むこと。

同回線を使用するにあたって、公共図書館側にルーター等のセキュリティ機器を準備し、機器及び設定費用も見積もりに含むこと。

毎月の回線費用も本提案には含めること。

⑦図書館にて利用者へ提供するための無線Wi-Fiホットスポット及び回線費用を見積もりに含むこと。

なお、無線Wi-Fiホットスポットの回線は図書館システムから完全に独立した別の回線とすること。

⑧図書館にて利用するメールサービス及び図書館のドメインを管理するDNSサービスを見積もりに含むこと。

⑨下記のICタグのフォーマットに対応していること。

規格：ICODE-SLI/SLIX

※TRC2Kタグ(大型)、TRC2Kタグ(小型)とTRCバーコードタグが混在している。

書き込みフォーマット：TRC2Kタグ(大型)・・・TRC2Kフォーマット

TRC2Kタグ(小型)・・・TRC2Kフォーマット

TRCバーコードタグ・・・日図協フォーマット

書き込み仕様：LSBfirst

(10) 公共図書館システムのセキュリティ対策についての下記の各項目に対応すること。

①個人情報の保護および利用者が安心してシステムを利用できるよう、次の事項を確実に実施し、リスク対策を行ったシステムを提供すること。

②システムの中で個人情報を保護するための下記の制約を設けること。

- ・貸出・返却等に必要な個人情報は最低限の情報とする。
- ・個人の貸出記録は返却と同時に消去できるものであること。
- ・利用者用開放端末(OPAC)には利用者の個人情報を表示しない。

③外部ネットワークを利用した情報交換において、情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等か保護するため、TLS1.2以上のセキュリティ強度で通信すること。

④利用者がWEBページで、貸出予約などで自身の個人情報にアクセスする場合、あるいは職員が公共図書館システムのパソコンにログインする場合は、いずれもIDとパスワードにより利用認証を行うこと。

⑤第三者によるサーバの成りすまし等の被害を防止するため、サーバ証明書の取得等の対策を行うこと。

⑥職員が業務機能にログインする際にワンタイムパスワード等を利用した多要素認証でのログインを行うこともできること。

- (11) 学校図書館システムのセキュリティ対策についての下記の各項目に対応すること。
- ①個人情報の保護および利用者が安心してシステムを利用できるよう、次の事項を確実に実施し、リスク対策を行ったシステムを提供すること。
 - ②システムの中で個人情報を保護するための下記のと制約を設けること。
 - ・貸出及び返却等に必要個人情報は最低限の情報とする。
 - ③外部ネットワークを利用した情報交換において、情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するため、TLS1.2以上のセキュリティ強度で通信すること。
 - ④職員が学校図書館システムのパソコンにログインする場合は、いずれもIDとパスワードにより利用認証を行うこと。
- (12) データセンターは、別紙3「データセンター設備要件」及び別紙4「クラウドサービス要件」を満たしていること。
- なお、標準機能で要件を満たしていない場合は、個別に対応すること。
- 別紙3「データセンター設備要件」及び別紙4「クラウドサービス要件」に、対応方法を記入し提出すること。
- 標準対応ではない要件(個別対応)については提案書に具体的な対応内容を記載すること。
- (13) 機器の設定についての下記の各項目に対応すること。
- ①機器の設定は、ユーザーサイドのレスポンス、セキュリティ対策等、十分な知識と経験を有して設定すること。
 - ②業務の運用を開始できるよう全機器の設置、必要な設定、ネットワーク配線、ソフトウェアのアップデート等作業を行うこと。
 - ③受託者は各種機器の設定について、協議の上、設定仕様書を作成して提出すること。
また、その仕様に従って設置すること。
- (14) 日常の運用対策は、下記のと各項目に対応すること。
- ①機器は日常的な保守や管理に専任の職員を必要としないものであること。
 - ②機器のメンテナンスについては、日常的に敏速に応じられる体制があること。
 - ③停電・機器トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ対策およびデータの損失・破壊の予防策を行うこと。
 - ④公共・学校図書館システムのデータは、3世代以上のバックアップを行うこと。

(15) 公共・学校図書館内に設置する機器は、下記の各項目に対応していること。

①機器構成及び台数は、下記の通りとする。

項	装置名称	台数
	【公共図書館・北部コミュニティセンター】	
1	事務室用端末 (ノートPC、バーコードリーダー・ICアンテナ含む。 ICアンテナの内訳は、木製対応4台、金属対応6台)	10台
2	カウンター用端末 (デスクトップPC、 バーコードリーダー・ICアンテナ含む)	4台
3	開架室用クライアント端末(タッチパネルタイプ)	2台
4	児童コーナー用クライアント端末	1台
5	閉架室用クライアント端末	1台
6	カウンター検索端末	2台
7	北部コミュニティセンター用クライアント (デスクトップPC、バーコードリーダー含む)	1台
8	自動貸出機(バーコードリーダー・ICアンテナ含む)	3台
9	レシートプリンタ	13台
10	ラベルプリンター	2台
11	通帳機	1台
12	IC用ハンディターミナル	4台
13	バーコード用ハンディターミナル	10台
14	カラーレーザープリンタ	1台
15	モノクロレーザープリンタ	2台
16	セキュリティーゲート (ゲート管理用ノートパソコン含む)	2式
17	インターネットルータ	3台
18	無線AP	10台
19	セキュアスイッチ	1台
20	スイッチングHUB	一式
21	ソフトライセンス	一式
22	ブルーレイディスク/DVDプレーヤー	6台
23	32型 テレビモニター	6台
24	コードレスステレオヘッドホンシステム及びヘッドホン	一式
項	装置名称	台数
	【学校図書館(各校1台)】	
1	事務用端末	10台
2	バーコードリーダー	10台
3	モノクロレーザープリンタ	10台
4	ソフトライセンス	一式

※ソフトウェア一覧

項	ソフトウェア	事務室用端末	カウンター用端末	開架室用端末	児童コーナー用端末	閉架室用端末	カウンター検索端末	自動貸出機用端末	ゲート管理用	北部コミュニティセンター端末	学校用端末	計
1	ウイルス対策ソフト	10	4	2	1	1	2	3	2	1	10	36
2	Office Standard	10	4			1	2			1	10	28
3	環境復元ソフト						2					2
4	操作制限ソフト			2	1		2	3				8
5	フィルタリングソフト						2					2

②各機器は、別紙2「導入予定機器仕様書」の仕様と同等以上の機種を選定すること。

③上記機器構成以外で受託者がシステムの稼働に際して必要な機器があれば追加すること。

④上記機器の保守を行うこと。保守期間は公共・学校システム運用保守期間に準ずる。

(16) 機器の設置は、下記の各項目に対応すること。

各機器は、指示する場所に設置すること。受託者は機器の設置場所について、協議の上、設置仕様を作成して提出すること、またその仕様に従って設置すること。

(17) 公共・学校図書館システム運用の支援体制についての下記の各項目に対応すること。

①業務時間中の公共・学校図書館からの相談・質問には、システムに精通した SE により、全面的に支援できる体制であること。

②公共・学校図書館システム運用に必要なマニュアルを整えること。

③休日・夜間なども含め異常発生時の早期復旧体制を整えること。

④各処理の初回実行時には、受託者の担当 SE による現場での立ち会い支援を行うこと。

(蔵書点検・年次処理・進級処理等)

⑤新システムの本番稼働時は、受託者の担当 SE が稼働後 3 日間以上の立ち会いを行うこと。

⑥システムのメンテナンスとして、受託者の担当 SE が年 2 回以上訪問し、システムの稼働状況の診断及び運用相談を実施すること。

⑦運用保守対応窓口は一本化し、専用窓口を設けること。

(土・日・祝日も含み 8:30 から 17:30)

⑧契約期間内に発生する図書館及び学校図書管理システムのリビジョンアップ（機能強化）を保守の範囲で対応すること。

また、機能強化前までに変更点の説明を行うこと。

⑨システムの保守対応時間は原則下記の通りとする。

保守対応時間：土・日・祝日を除く平日 8:30 から 17:30 まで。

※但し、緊急を要する場合は上記時間に係らず保守対応を行うこと。

(18) 公共・学校図書館システムのハードウェアの支援体制について下記各項目に対応すること。

端末機器・周辺機器は、円滑にシステムを運用するため、各ハードウェアとシステムの保守対応を受付する一括窓口は受託者が用意すること。

障害連絡を受けたオペレータは以下に記載の保守サービスレベルに応じて、迅速な解決に努めること。

No.	機器種別	受付時間	保守対応
	【公立図書館】		
1	事務室用端末（ノートブック型）	9時～17時（平日）	訪問
2	カウンター用端末（デスクトップ型）	9時～17時（平日）	訪問
3	OPAC 端末（タッチパネルタイプ）	9時～17時（平日）	訪問
4	利用者インターネット用端末	9時～17時（平日）	訪問
5	自動貸出機	9時～17時（平日）	訪問
6	通帳機	9時～17時（平日）	センドバック
7	ハンディターミナル(図書館蔵点用)	9時～17時（平日）	センドバック
8	ハンディターミナル(学校蔵点用)	9時～17時（平日）	スポット
9	バーコードリーダー	9時～17時（平日）	センドバック
10	レシートプリンタ	9時～17時（平日）	センドバック (代替機対応可)
11	ICアンテナ	9時～17時（平日）	センドバック
12	カラーレーザープリンタ	9時～17時（平日）	訪問
13	モノクロレーザープリンタ	9時～17時(平日)	当日訪問
14	ネットワーク機器	9時～17時(365日)	当日訪問 (代替機対応可)
	【学校図書館】		
1	学校用端末	9時～17時（平日）	当日訪問
2	バーコードリーダー	9時～17時（平日）	センドバック
3	モノクロレーザープリンタ	9時～17時（平日）	翌日訪問

(19) その他要件

- ①他の業務を停めて実行しなければならないプログラムは極力なくすこと。
- ②特定日（月末・年度末）に作業を要するプログラムは用いないこと。
- ③円滑なシステム運用が行えるように職員への研修・教育体制を整えること。
- ④本仕様に定めのない事項並びに本要件に疑義が生じた場合は、図書館並びに本市教育委員会と別途協議し決定すること。

7. ICタグ連携システム

(1) ICタグについて

- ①納入業者：内田洋行
- ②ICタグチップ：I-CODE SLI-X、My-D
- ③エンコード：日図協フォーマット

(2) IC機器について

本市図書館で採用しているICタグとの連携性能を重要視している。

そのため機器はICタグベンダーが読取性能を保証する製品もしくは動作実績を有する機器を提案すること。

個々の機器仕様は「別紙2 導入予定機器仕様書」の性能を満たすものを提案すること。

(3) 機器の設置・施工

- ①ゲート機器は接触等による転倒事故をしないよう、ベースユニットもしくはアンカー等で固定すること。
- ②自動貸出機は本市で別途調達した筐体に格納すること。

8. 読書記録の記帳サービス

(1) 読書記録記帳機

- ①新たに市立図書館に設置する記帳機では借りた本を一冊の通帳に記帳できるようにする。
- ②資料返却後に記帳できるデータ保持期間については別途協議のうえで柔軟に対応すること。
- ③表紙デザインは本市が提供するデータに基づいて版下作製を行うものとし、版下は追加発注に迅速に対応できるよう保管すること。
- ④貸出処理が完了した時点で即時通帳への記帳が可能なこと。また、個人情報の取り扱いの観点より、他のシステムに個人情報を所持せず、通帳に記帳ができること。
- ⑤記帳機は本市で別途用意する筐体（テーブル）に設置し、ディスプレイ・管理端末・管理サーバ等の必要機材は提案に含むこと。

9. 契約期間満了後の取扱

(1) クラウドシステムの契約延長

- ①契約期間が満了した際、市は契約の終了または、期間の延長か選択できるものとする。
- ②期間延長し継続利用する場合は、契約期間と同等の月額利用料（リース機器を除く）かつ任意の月数で契約できるものとする。
- ③契約延長の際、更新費用及び契約手数料等の経費は支払わないものとする。
（再更新・リニューアルする場合を除く）
- ④端末等リース機器については、最小限の利用料にて再リースできるものとする。

(2) 格納データの返還

- ①システムの契約満了時には、市に帰属する全ての格納データを返還すること。
- ②返還に伴う作業費用は、本プロポーザル実施要領に基づき参考見積書（任意様式）により参考価格を提示すること。
この価格は契約金額には含めないが、今回の業者選定における評価対象とする。
- ③返還データはCSV等の汎用的な形式とし、テスト2回、本番1回の作業費およびレイアウト説明書等のドキュメント納品を想定すること。

10. その他の留意事項

- (1) 導入機器等の梱包材については、受託者が納入後速やかに引き取ること。
- (2) 本仕様書については適切に管理するとともに、これにより知り得た情報については、第三者に開示してはならない。
- (3) 機器リース終了後には、受託者若しくは受託者が指定したリース事業者の責において、機器引取り、ならびにデータ消去を行うこと。
また、その費用は提案価格に含めること。